

# いじめ防止に関する基本方針



島原中央高等学校

# いじめ防止に関する基本方針

## 島原中央高等学校

### 1. 目指す生徒像

#### (1) 校訓 「純朴剛健」

<b>三 愛</b>	一、自分を大切にしよう 一、母校を愛しよう 一、祖国を愛しよう	<b>三 徳</b>	一、自分対してはきびしく 一、人に対してはやさしく 一、事に当ってはたくましく
------------	---------------------------------------	------------	---

三愛を実行する方法が、三徳である。本校に学ぶ者は、この三愛三徳を身につけ、世俗と流行に染まることなく、純朴剛健の校風のもと、豊かな人間性と自主自律の精神を養う。

#### (2) 教育目標

高い道徳的感情と人権・同和について真摯に捉える精神を涵養し、生徒指導に重点を置き、明るい知性と強固な意志とをもって積極的に行動し、自主的学習により各々独自の資質を伸ばし、誠意をもって社会に貢献するたくましい人材の育成を目的とする。

#### (3) 努力目標

- 1) 温かい人間愛に溢れた学園
- 2) 礼儀正しく感謝報恩に生きる生活
- 3) 勤労奉仕に徹した生活
- 4) きびしく節度のある行動により、本校生としての自覚と責任に徹した生活

### 2. いじめ対策委員会

#### (1) 構成員

校長、教頭、教務主任、生活指導主事、各学年主任、人権・同和担当、教育相談主任  
スクールサポーター、学校評議員

#### (2) 目的

いじめの防止等について、積極的かつ組織的に対応する。

#### (3) 業務内容

- ア いじめ防止基本方針の策定
- イ いじめの未然防止と早期発見
- ウ いじめ事案への対応
- エ 校内研修の企画と実施
- オ 年間計画の企画と実施
- カ いじめ防止基本方針の見直し

### 3. P T Aおよび関係機関との連携について

#### (1) 平常時の連携

- ①生徒を対象に、人権意識や判断力を養成するために各種の講話を実施する。  
交通講話、薬物乱用防止講話、情報モラル講話など
- ②保護者との日常的な連携
  - ・年度当初から、通信や保護者会などで、いじめの問題に対する学校の認識や、対応方針・方法などを周知し、協力と情報提供等を依頼する。
  - ・いじめや暴力の問題の発生時には、いじめられる側、いじめる側にどのような支援や指導を行うのか、対応の方針等を明らかにしておく。
- ③学校と連携期間との情報交換
  - ・深刻ないじめの解決には、教育委員会、警察、児童相談所、医療機関等の連携が不可欠である。
  - ・日頃からの連携が、深刻な事案が発生した時の連携プレーを容易にする。

#### (2) 緊急時の連携

学校だけで解決が困難な場合は、監督官庁や警察、児童相談所などとの連携が必要となる。その際、連携を進めるに当たっては、保護者への説明、個人情報の保護、マスコミへの対応などにも十分留意する。

##### ① 監督官庁との連携

学校において重大事態が発生した場合には、速やかに監督官庁（長崎県総務部学事振興室）へ報告し、相談するとともに問題解決に向け関係機関と連携する。

##### ② 警察の連携

学校でのいじめが犯罪行為と認められるときは、速やかに所轄の警察署（島原警察署）や少年センター等に相談し、いじめ解決に向け対応する。また、生徒の生命にかかわる場合には直ちに所轄警察署に通報する。

連携を必要とする状況	関係機関
・いじめの発見状況を報告する。 ・対応方針について相談したい。 ・指導方針や解決方法について相談したい。 ・子どもや保護者への対応方法を相談したい。	学事振興室 少年センター
・いじめによる暴行・傷害事件、恐喝等の刑事事件が発生している。	児童相談所、警察
・いじめられた子どもが外傷や心的外傷を負っている。	医療機関
・いじめられた子ども、いじめた子どもの心のケアが必要である。	児童相談所

## 4. いじめ防止について

### (1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（第2条）

#### ○具体的ないじめの態様（例）

- 1) 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
  - ・身体や動作について不快なことを言われる
  - ・存在を否定される
  - ・嫌なあだ名をつけられ、しつこく呼ばれる
- 2) 仲間はずれ、集団による無視をされる
  - ・対象の子が来ると、その場からみんないなくなる
  - ・遊びやチームに入れない
  - ・席を離される
- 3) ぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
  - ・身体をこぶかれたり、触って知らないふりをされたりする
  - ・殴られる、蹴られるが繰り返される
  - ・遊びと称して対象の子が技をかけられる
- 4) 金品をたかられたり、隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりされる
  - ・脅され、お金を取られる
  - ・靴に画紙やガムを入れられる
  - ・写真や鞆、靴等を傷つけられる
- 5) 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
  - ・万引きやかつあげを強要される
  - ・大勢の前で衣服を脱がされる
  - ・教師や大人に対して暴言を吐かせられる
- 6) パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる
  - ・パソコンや携帯電話の掲示板、ブログに恥ずかしい情報を載せられる
  - ・いたずらや脅迫のメールが送られる
  - ・SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）のグループから故意に外される

これらの「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向を考慮し、警察に相談・通報の上、警察と連携した対応をとることがある。

## (2) いじめの防止に関する取り組み

### 「児童等は、いじめを行ってはならない。」(第4条)

いじめは、人間にとって絶対に許されない卑怯な行為であり、どのような社会にあってもいじめは、いじめる側が悪いという明快な一事を毅然とした態度で、行きわたらせることが重要である。平素からいじめについての共通理解を図るため、教職員及び生徒に対して、以下の①～⑧のようないじめ問題についての基本的な認識を持たせる。

- ① いじめはどの生徒にも、どの学校にも起こり得るものである。
- ② いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③ いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- ④ いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ⑤ いじめはその行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑥ いじめは教職員の生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
- ⑦ いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりを持っている。
- ⑧ いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

## 5. いじめの早期発見について

### (1) 教職員による取り組み

- ① 定期的なアンケートは、年3回実施し、実態把握につとめる。  
定期的な教育相談の機会をつくり、学期毎の面談を実施し、日常の観察をとおして学級内にどのようなグループがあり、そのグループ内の人間関係がどうであるかという点に気をつけて観察していく。また、遊びやふざけのようにも見えるものの気になる行為があった等の情報を教職員間で共有していくことも大切である。
- ② 保護者と連携して生徒を見守るために、日頃から生徒の良いところや気になるところ等、学校での様子について連絡しておくことが必要である。
- ③ 生徒、その保護者、教職員が、抵抗なくいじめに関して相談できる体制として、日頃からの声かけ等により、良好な人間関係を築いておくことが大切である。また、些細な情報であってもきちんと対応し、担任だけでなく、学年集団として共有することも大切である。
- ④ 保護者会等で、「何かあれば担任に気軽に相談してください。」「担任に相談しづらい場合には、直接教頭や学年主任に気軽に相談してください。」と校長や生活指導部長、学年主任、担任が繰り返すことで、相談体制を広く周知する。
- ⑤ 教育相談等で得た生徒の個人情報については、その対外的な取扱いについて、個人情報保護法に沿って適切に管理する。

## (2) 家庭や保護者との連携

いじめは、早期発見が重要であり、そのためには家庭の役割が大きい。学校より家庭の方がより早くサインに気づける場合が多く、そのいじめのサインを見逃さないためにも、「おかしいな」と思ったら、家庭だけで悩まず、すぐに学校へ相談できる雰囲気や体制を構築する。

また、それぞれの子供がいじめられる場合ばかりでなく、いじめる側に立つ場合もあるので、行動に裏表がないか、自己中心的な言動が目立たないか、また、学校でいじめが発生した場合、我が子はどうふるまうのか、どうふるまうべきなのか、日頃から家庭で話し合う機会を設けていただくことも重要である。

いじめに関する事案が発生した時は、関係保護者との情報交換・共通理解を密にし、いじめた側・いじめられた側それぞれの生徒・保護者の支援や指導を組織的に対応する。

〈家庭での早期発見のポイント〉

- 目立って元気がなくなり、口数も少なくなってきた。
- 学校へ行きたくないなどと言い出すことが増えてきた。
- 食欲がだんだんなくなってきた。
- 朝、起きた時や登校時になると体の具合が悪くなったり、異常を訴えたりすることがたびたびある。
- 学校から帰ったときの表情に、明るさがなくなった。
- 部屋に閉じこもって、誰とも話をしなくなった。
- 学校や友達の話をするのが少なくなった。
- 衣服が汚れていたり、怪我をして帰宅したりすることがよくある。
- 持ち物がなくなることがよくある。
- 不審な電話がかかってきて、大人が出ると切れてしまうことがある。
- 家庭から金品をたびたび持ち出すようになった。

## 6. いじめへの対応について

### (1) いじめの発見・通報を受けたときの対応

- ① いじめの疑いがある場合、些細な兆候であっても、いじめの疑いのある行為には、早い段階から的確に関わる。

遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、たとえその場でその行為をやめても、生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。その際、いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保するよう配慮する。

- ② 事実確認の結果、いじめが認知された場合、管理職が理事長に報告し、状況に応じて、学事振興室等の関係機関と連携を行う。
- ③ いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められるときは、いじめられている生徒を徹底して守り通すという観点から、所轄警察署と相談し、対応方針を検討する。

なお、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

### (3) いじめられた生徒又はその保護者への支援

いじめた生徒から事実関係の聴取を行い、いじめが確認された場合、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。いじめの状況に応じて、一定の教育的配慮の下、いじめた生徒を定められた期間別室指導や家庭謹慎とすることにより、いじめられた生徒が落ち着いて教育を受けられる環境を確保し、いじめられた生徒に寄り添い支える体制をつくる。

### (4) いじめた生徒への指導又はその保護者への助言

- ① 速やかにいじめを止めさせた上で、いじめたとされる生徒からも事実確認の聴取を行う。いじめに関わったとされる生徒からの聴取にあたっては、個別に行うなどの配慮をする。
- ② 事実関係を聴取した後は、迅速にいじめた生徒の保護者と連携し、協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。
- ③ いじめた生徒への指導にあたっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該生徒の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。

その指導にあたり、学校は、複数の教職員が連携し、組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。

### (5) いじめが起きたクラスへの指導

いじめを見ていたり、同調していたりした生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる。

同調している生徒、見て見ぬふりをしてきた生徒に対しても、いつ自分が被害

を受けるかもしれないという不安を持っていることが考えられることから、「いじめは絶対に許さない」「いじめを見聞きしたら、必ず先生に知らせることがいじめをなくすことにつながる」ということを生徒に徹底して伝える。

#### (6) ネット上のいじめへの対応

- ① ネット上の不適切な書き込み等があった場合、まず学校として、問題の箇所を確認し、その箇所を印刷・保存するとともに、いじめ対策委員会において対応を協議し、関係生徒からの聞き取り等の調査、生徒が被害にあった場合のケア等必要な措置を講ずる。
- ② 書き込みへの対応については、削除要請等を行い、当該生徒・保護者の精神的ケアに努める。

#### (7) 重大事態への対応

いじめの中には、生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じるような重大事態が含まれる。これら重大事態については、いじめ対策委員会を中核とする「重大事態対応プロジェクトチーム」を編成し、事態に対処する。

また、発生事案について、いじめ防止対策委員会において重大事態と判断した場合は、学事振興室長に報告するとともに、全教職員の共通認識の下、いじめられた生徒を守ることを最優先としながら、適切な対処や調査を迅速に行う。

#### (8) いじめの解消の判断

- ① いじめを受けた生徒に対する心理的または物理的な影響を与える行為がおおむね3ヶ月を目安に集結した状態であること。  
いじめに係る行為が集結しているかどうかを判断する時点において、いじめを受けた生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと面談等で確認する。
- ② いじめの被害の重大性からさらに長期の時間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、長期の期間を設定する。

### 7. 取組みの検証と実施計画等の見直しについて

- (1) いじめ防止対策委員会において、各学期末にいじめの防止等に係る振り返りを行い、その結果に基づき、実施計画の修正を行う。
- (2) いじめ防止対策委員会において、各種アンケート、いじめの認知件数及びいじめの解決件数、並びに不登校生徒数などいじめ防止等に係る具体的な数値を基に、年度間の取組みを検証し、次年度の年間計画を策定する。